

信州外あそびネットワーク規約

平成 25 年 4 月 1 日 制定

令和 2 年 1 月 20 日 改正

令和 5 年 3 月 2 日 改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、信州外あそびネットワークと称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所を長野県塩尻市広丘郷原 6 8 5 に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、主には長野県内の自然体験活動・野外活動・環境教育活動に関わる事業者や関係者と協力・協働し、子ども達を含めたファミリーが外で遊ぶことを日常化するために、その効果や魅力を全国に発信するための活動を、実行していく事を目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 指導者養成、会員同士の交流を通じた外あそびの普及活動および広報活動。
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関するを行う。

第 2 章 組織

(役員)

第 5 条 本会は、次に掲げる者を役員として構成する。

代表 1 名

副代表 2 名

監事 2 名

(役員の仕事)

第 6 条 代表は、本会を代表し、事業を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の活動状況および会計、資産の状況を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の任期は2年間とし、会計年度期間と統一するものとする。また、新年度においての再任を妨げない。

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 代表が事務局長を任命し、事務局長は事務局の運営を統括する
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員が別に定める。

第3章 会員

(会員の種別)

第9条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人の会員
- (2) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した団体の会員
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した団体または個人の会員

(入会)

第10条 本会に会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、代表の承認を得なければならない。

- (2) 本会の目的を達成できるよう、団体および個々のでき得る範囲において積極的に活動に参加し、事業を推進すること。
- (3) 規約を遵守すること。

(会費)

第11条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、または会員である団体が解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第13条 会員は、書面で届けることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当する場合には、役員の決するところにより除名するこ

とができる。この場合、その会員に対して、理由を付して除名する旨を通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他、正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。
- 3 資格を喪失しても、納付された会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会及び会議

(種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する

(権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他、総会において議決するものとして役員が定めた重要事項

(総会及び会議)

第18条 本会の総会及び会議は必要に応じて代表が召集し、代表もしくは事務局長がその議長となる。

- 2 総会及び会議における表決事項がある場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、事業収入、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 その他の収入とは、企画イベントの参加費、助成金、委託金、補助金等とする。
- 3 決算上剰余金を生じた時には、次事業年度へ繰り越すものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日で終わる。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第21条 本規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の議決をもって変更する。

(解散)

第22条 本会は、概ね使命を達成したと役員が認定した際に解散する。

(残余財産の帰属先)

第23条 本会が解散したとき（合併を除く）に残存する財産は、同種の目的を有する特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人または任意団体に寄付するものとする。地位の帰属先は、解散時の会議において出席した正会員の過半数をもって決する。

(設立年月日)

第24条 本会の設立年月日は、平成25年4月1日とする。

第7章 補則

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以上